

平成19年度 少子高齢化等対応中小商業活性化事業募集要領(二次)

[少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備事業費補助金]

[少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業費補助金]

平成19年6月

中小企業庁商業課

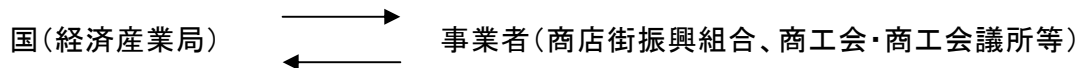
1. 支援制度の目的

我が国は人口減少社会を迎え、少子化・高齢化が急速に進展しており、地域経済活動の縮小が懸念される中、地域経済の活力を維持していくためには、新規投資に限らず、限られた資源を効率的に活用していくことが必要であり、既存ストックである商店街等の活性化を図ることが最も効果的です。

また、商店街等では、商業機能のみならず、生活の場、コミュニティ形成の場などとしての果たすべき社会的・公共的役割がますます重要となっています。

こうしたことから、商店街振興組合等が行う中小商業の活性化の取組みで、少子化、高齢化、環境保全、安全・安心・防犯・防災等の社会的課題に対応する事業を国が直接支援することで、商業基盤施設整備等の個別事業のみならず、地域において少子高齢化等に対応する商店街等の果たすべき社会的・公共的役割等の向上を促進することを目的として、実施するものです。

2. 補助スキーム



[補助率] 国1/2

[補助額] 上限:5億円

下限:100万円(補助対象事業費で200万円以上)

[補助事業者] 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
商工会又は商工会連合会
商工会議所
商店街組合又は商工組合連合会
共同出資会社
特定会社
第三セクター

※ハード整備事業に関しては、整備する施設によって対象となる補助事業者が異なります。

※ソフト事業については、特定非営利活動法人、社会福祉法人も事業実施地域の商店街振興組合や商工会議所等と連名で申請することで対象となります。

また、以下のいずれかに該当するものは、本事業の補助対象とはなりません。

- ① 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項に規定する認定中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地において実施する事業
- ② 平成19年度の「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」の対象として採択された事業又は年度内に同補助金への応募を予定している事業の実施場所となる中心市街地内で行う事業

※都道府県商店街振興組合連合会等が都道府県内の商店街等に一体的に行う事業については、上記地域が含まれていても構いません。

3. 補助対象事業について

補助対象事業は、商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、①少子化、②高齢化、③安心・安全（防犯・防災）、④環境・リサイクル、⑤創業・ベンチャー、商業苗床機能、地域資源を活用したブランドの創出のいずれかに対応した事業とします。事業としては、施設整備事業（ハード整備事業）と活性化支援事業（ソフト事業）に分かれます。

また、当該事業が、市町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性が図られていること、市町村等が実施する事業との連携が図られていることを要件とします。

(1) 施設整備事業（ハード整備事業）

- ① 中小小売商業振興法又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の認定を受けた計画に基づき整備される施設（コミュニティホールの建設など）

[少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備事業費補助金の対象施設]

- ・ 教養文化施設（多目的ホール、展示場、児童遊戯施設等）
- ・ スポーツ施設
- ・ アーケード
- ・ カラー舗装
- ・ インキュベータ施設

[少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業費補助金の対象施設]

- ・ イベント広場、公園、緑地、公衆便所等一般公衆利便施設
- ・ 電子計算機及び共同利用のための関連機器設備等
- ・ テナントミックス店舗
- ・ ファサード整備

- ② 商店街・商業集積を取り巻く様々な社会問題に対応することにより商店街・商業集積の活性化を図るための事業（バリアフリー、環境リサイクル、防犯対応設備等）

※参考：対象施設の例

【少子化】 保育サービス施設、児童遊戯施設

【高齢化】 高齢者交流施設（コミュニティホール等）、バリアフリー型カラー舗装

【安全・安心（防犯・防災）】 防犯カメラ

【環境・リサイクル】 共同リサイクルシステム、省エネ型アーケード

【創業・ベンチャー、商業苗床、地域資源を活用したブランドの創出】 インキュベータ施設等

(2) 活性化支援事業(ソフト事業)

①商店街等活性化支援

商店街振興組合又は特定非営利活動法人等が行う、コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐車券システム事業等の実施により、商店街等の活性化を図る事業

都道府県商店街振興組合連合会等が管内の商店街にAEDを整備する事業

②空き店舗活用支援

商店街振興組合、特定非営利活動法人、社会福祉法人等が商店街等の空き店舗等を活用して行う、チャレンジショップ事業、保育サービス施設や高齢者の交流施設、I・Uターン志向者や離職者等向けの起業・就業支援施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業

③経営革新支援

商店街組合等が行う、製造業者・卸売業者・小売業者の連携による生産性の向上を図る事業や、業種・業態を融合した新たな商形態を開発することによる、新たな需要の創出・拡大を図ることを目的とする事業

なお、少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備費補助金により整備した施設を利用し、その施設を整備した者が、商店街・商業集積の活性化を図るためのソフト事業を行う事業も対象とします。

4. 補助対象となる経費

(1) 施設整備事業(ハード整備事業)

施設等の建設又は取得に要する費用(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除きます。)

(2) 活性化支援事業(ソフト事業)

①委員会経費

・事業実施にあたり委員会等を開催する経費(謝金、旅費、会議費等)

②事業実施にかかる経費

・空き店舗の賃借料(店舗等の取得費は対象外)
・空き店舗の改装費(必要最低限のもの)
・運営委託費、アルバイト等の雑役務費
・広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、印刷製本費 等

5. 募集方法

(1) 補助要望書提出について

事業者は、市町村の商業振興担当課に要望書及び別紙に掲げる関係書類を提出してください。要望書等の提出を受けた市町村は、「別紙1 少子高齢化等対応中小商業活性化事業状況説明書」を作成し、要望書等とともに各経済産業局へ提出してください。

なお、特定非営利活動法人が事業実施者となる場合には、①事業を実施する商店街等と連

名で申請すること、②市町村等が作成した「別紙3 NPO法人に対する意見書」を添付することが必要となります。また、社会福祉法人が事業実施者となる場合には、事業を実施する商店街等と連名で申請することが必要となります。

(2) 募集期間

平成19年6月4日(月)～平成19年6月29日(金)

上記期限内に市町村を通じ、所管の各経済産業局に提出してください。(当日消印有効)

6. 審査について

申請案件について、書面及び必要に応じて事業者の方などからヒアリングを実施し、以下の項目などを審査します。採否の決定は、7月中旬頃になる見込みです。

①事業要件

- ・事業の実施体制
- ・事業効果、数値目標の設定
- ・投資効果、事業の採算性、継続性 等

②連携要件

- ・市町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性が図られていること
- ・市町村等が実施する事業との連携が図られていること

7. 補助事業者の義務等

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、交付年度終了後の5年間、各年度における補助事業成果の状況を報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

(6) 補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。(補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。)

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。

(7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

8. 都道府県商店街振興組合連合会等が行うAED(自動体外式除細動器)の整備について

現在わが国の商店街は、地域の多くの人が集まる地域コミュニティの場であると同時に、少子高齢化が進展し、その対応が求められている状況にあります。高齢化に伴い、病院外での心疾患の発生も増加傾向にあり、その対応にはAEDの活用が非常に有効であるとされています。

商店街等においては、現時点ではその整備が十分にはなされておらず、来街者・地域住民の安心・安全の観点から大きな課題の一つとなっています。

それを解消するため、都道府県商店街振興組合連合会等が管内の商店街等にAEDを一体的に整備することは、本補助事業の趣旨にも適うものと認められるため、今回の募集から補助対象に加え、支援を行うこととするものです。

その際、都道府県内に一体的に整備する等の本取組の性質上、他の事業と取扱いが異なる点もあるため、その取扱いについては次のとおりとします。なお、下記に記載のない事項については他の事業と同様の取扱いとします。

(1) 基本的事項

商店街振興組合連合会等、本補助金の対象となる事業者が都道府県の管内の商店街(任意の商店会・中心市街地内の商店街も含みます。)にAEDを一体的に整備する事業について、活性化支援事業(ソフト事業)のうち、商店街等活性化支援の区分で、安心・安全に対応する取組として対象とします。

(2) 対象経費

AED本体、設置スタンド、表示パネル及びAED使用に不可欠な消耗品
(救急救命講習受講費用や維持管理費、リース費用等は対象としません。)

(3) 留意事項

・AEDを整備する商店街等においては、十分にその活用が図られるよう、年度内に救命講習を受講していただくこととします。(要望書提出時に研修受講計画を提出していただくとともに、補助金確定時に受講を証する書類を提出していただきます。)

・AEDの整備場所については、購入業者を通じて、財団法人日本救急医療財団に登録し、公開されることで、広く来街者・地域住民等に周知されるよう努めていただきます。

(4) 補助要望書提出について

事業者は、主たる事務所の所在地の市町村の商業振興担当課に要望書及び下記に掲げる

関係書類を提出してください。要望書等の提出を受けた市町村は、「別紙1 少子高齢化等対応中小商業活性化事業状況説明書」を作成(記載項目のうち1、3.(2)、4、5、6については記載不要)し、要望書等とともに各経済産業局へ提出してください。

- ・平成19年度 少子高齢化等対応中小商業活性化事業要望書
- ・別紙2 少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業(ソフト事業) 経費等明細
- ・別紙 AED整備場所一覧
- ・別紙 講習受講予定
- ・事業者の概要(定款、構成員、直近2期の決算書類)
- ・その他補助申請事業を具体的に説明する資料

別紙

少子高齢化等対応中小商業活性化事業への要望にあたり提出する書類
(都道府県商店街振興組合連合会等が行うAED整備事業を除く)

1. 全ての申請者が提出
 - (1) 平成19年度 少子高齢化等対応中小商業活性化事業要望書
 - (2) 別紙1 少子高齢化等対応中小商業活性化事業 状況説明書(市町村が作成)

2. ハード整備事業を行う申請者が提出
 - (1) 別紙 資金調達計画・総合収支計画・年度別資金計画

3. ハード整備事業のうち、テナントミックス店舗整備事業を行う申請者が提出
 - (1) (様式例) テナントミックス店舗の入居者について
 - (2) その他、記入要領に掲げる基準を満たすことを説明する資料(様式任意)

4. ソフト事業を行う申請者が提出
 - (1) 別紙2 少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業(ソフト事業) 経費等明細

5. ソフト事業を行う申請者がNPO法人の場合に提出
 - (1) NPO法人に対する意見書 (実施主体となるNPO法人について)(市町村が作成)

6. その他、様式任意で提出が必要となる資料(特に明示がないものについては原則として全ての申請者が提出必要です。)
 - (1) 商店街等区域図(事業実施箇所及び主な集客施設を図示すること。)
 - (2) 商店街等の周辺の大型店や商業集積を示す地図及びその概要
 - (3) 事業者の概要(定款、構成員、直近2期の決算書類)
 - (4) 施設完成イメージ図及び図面
 - (5) 設計書及び工法・工賃比較検討資料
 - (6) 事業実施の必要性の根拠となる各種調査結果(平成15年度以降に行われたものに限ります。)
 - (7) 再開発事業に係る保留床を取得して事業を実施する場合は、以下を証する資料
 - ・当該再開発事業全体像を説明する資料
 - ・床価格の算出基礎及び周辺類似施設における床価格を説明する資料
 - (8) アーケード設置やファサード整備等を行う場合
 - ・デザインコンセプト・視覚効果等の説明資料
 - (9) 多目的ホール等一般公衆利便施設を設置する場合
 - ・周辺類似施設の概要や利用状況を説明しうるもの(図示しておくことが必要です。)
 - (10) 高度化事業計画等の認定が必要な施設等を整備する場合
 - ・当該計画の認定要件に合致することを証する資料
 - (11) その他補助申請事業を具体的に説明しうる資料

※上記以外にも、採否を判断するにあたり必要な資料の提出を求めることがあります。